

施策の方向 3 子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、子どもは一人の人間としての権利を有することや権利の行使者であることを子ども自身が認識できるよう、子どもの権利についての学習を支援します。また、子どもは一人の人間として最大限に尊重され、権利の行使主体であるという認識を持てるよう、おとなに対しても広報・啓発します。



推進施策 12 子どもの権利学習の研究・開発

- ①子どもの権利に関する学習の資料及び指導方法を、実践しながら工夫改善します。
- ②子どもの障がいや多様な性のあり方などについて、子どもにもおとなにも理解を促す方法を研究します。

推進施策 13 命と人権を尊重する教育の推進

- ①学校の教育計画に位置づけ、子どもの権利に関する授業を実施します。教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進めます。
- ②幼稚園・保育所・認定こども園に通う子どもが子どもの権利を学ぶ機会をつくります。
- ③子どものサロン、たじみ子ども会議子どもスタッフ会議において、子どもの権利学習を支援します。
- ④小中学校において発達段階に応じて、障がいや多様な性のあり方への理解を促します。
- ⑤小中学校、放課後児童クラブほか子ども施設職員を対象に、障がいや多様な性のあり方に関する情報を提供します。

推進施策 14 子ども施設職員に対する研修・研究などの支援

- ①小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブほか子ども施設職員を対象に、子どもの権利に関する研修を実施します。
- ②子ども施設の職員を対象に、子どもの権利に関する情報等を提供します。
- ③子どもの権利授業実践についての情報収集・提供や交流を進めます。
- ④行政職員を対象に子どもの権利に関する研修を実施します。
- ⑤たじみ子どもの権利の日事業を充実します。

推進施策 15 保護者に対する普及啓発などの支援

- ①小中学校での権利学習の授業公開を進めるとともに、学校からのたよりなどにより、保護者を対象に、子どもの権利の普及を進めます。
- ②たじみ子どもの権利の日を中心に、幼稚園・保育所・認定こども園のたよりなどにより、保護者を対象に、子どもの権利の普及を進めます。
- ③保護者を対象に、子どもの権利について学習機会や情報の提供などを充実します。
- ④母子健康手帳交付時、各種健診時において、子どもの各成長段階に応じ、保護者を対象に子どもの権利の普及を進めます。
- ⑤親育ち4・3・6・3たじみプランにおける取組みを進めます。
- ⑥母子保健推進員、子育て支援団体など市民団体と連携協力し、子どもが健やかに育つよう、保護者への支援体制の充実を図ります。
- ⑦子育て支援センター事業など子育て支援事業を充実し、保護者が子育てへの不安を軽減できるよう支援します。

推進施策 16 地域のおとなに対する普及啓発などの支援

- ①民生児童委員など地域福祉を支える人を対象に、子どもを守る地域力を高めるために、子どもの権利についての学習機会や情報などを提供します。
- ②生涯学習施設における子どもの権利に関するおとなの学習を支援します。
- ③子どもにやさしいまちづくりに向けた住民の取組みを奨励します。



推進体制・施策の検証

■市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

計画を効果的に推進し、実効性のあるものにするために、子どもの成長に関わる市民や市民グループとの連携や協働、児童相談所(子ども相談センター)をはじめとする市以外の子どもに関わる機関や、一般事業所などとの連携をさらに進めます。

■子どもの権利委員会による施策の検証

子どもの権利に関する条例第21条により、多治見市子どもの権利委員会が、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて、調査や審議を行い、検証します。調査は、子どもの権利に関するアンケート調査の実施を含みます。

ひとりじゃないよ いっしょに話そう

多治見市子どもの権利相談室 たじみ子どもサポート

友だちのこと、先生のこと、家族のこと、そのほか自分自身の悩みや心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「苦しい」「困っている」「助けてほしい」と感じたら、気軽に相談してください。相談の内容、名前などの秘密はきちんと守られます。おとなからの子どもに関する相談にも応じます。

時間 ■火曜日～金曜日:午後1時～7時
■土曜日:正午～午後6時

場所 ヤマカまなびパーク4階 〒507-0034 多治見市豊岡町1-55

電話番号 ●子ども専用フリーダイヤル ☎0120-967-866 ☎0572-23-8666
●おとな用電話番号 ☎0572-23-8666

E-mailアドレス kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp



平成29年3月発行

発行:多治見市役所 暮らし人権課

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL:0572-22-1128(直通) E-mail:kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp



このダイジェスト版は、127,440円の費用で2,000部作成しました。この印刷物は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。リサイクル適正の表示:紙へリサイクル可



第3次 多治見市子どもの権利に関する 推進計画

✿ 平成29年度～平成36年度 ✿



- た のしくらす権利
- じ ぶんをたいせつにする権利
- み んとななかよくする権利

多治見市